

令和 6 年 1 月 15 日

保護者様

日光市立南原小学校長 岡本 一穂

タブレット（iPad）使用時のルールについて

学習に役立てるための道具として、日光市よりタブレット（iPad）が貸与されていますので、日光市教育委員会から「使用する時のルール」が出され、保護者の皆さまにはそれに同意していただいていることと思います。

しかし、最近「使用する時のルール」を守れていない場面が見られるようになりました。そこで、このような場合について、下記のような対応をいたしますのでご協力をお願いいたします。

1 好ましくない使用の事例

- (1) 授業中タブレットを使う時に、決められたこと以外に使う。
- (2) タブレットを使わない時（授業中や休み時間など）に、使う。
- (3) 学習に関係ないウェブサイトにアクセスしている。（YouTube やゲーム関係）
- (4) 友達のタブレットを勝手に使ったり、家庭で本人以外のきょうだいや保護者の方が使ったりする。
- (5) タブレットに、学習活動などで許可したもの以外のデータ（文書、写真、動画など）を保存する。
- (6) カメラで人を勝手に撮影する。
- (7) ホーム画面の背景を変える、パスコードを変更する、指紋認証にするなど、設定を変更する。

※詳しくは、別紙プリントをご覧ください。

2 対応について

- (1) 1 回目は、正しくない使い方であることを児童に伝えます。
- (2) 教師の前で、設定を戻させたり、データを消去させたりします。
（事例（5）～（7）の場合）
- (3) 2 回目は、もう一度ルールが守れない場合はタブレットを使えなくなることを保護者に伝えます。
- (4) 3 回目は、タブレットを学校で預かります。
学習で使用する場合にのみ渡し、使用後は回収します。
保護者の方に「使用する時のルール」を守ることへの同意書を提出していただきます。
- (5) 規定の日数経過後、ルールを守ることを約束しタブレットを返却します。
- (6) 4 回目以降は、タブレットを学校で預かります。

3 実施について

担任を通じて、児童にはタブレット（iPad）使用時のルールをもう一度伝えます。ご家庭でも確認をお願いします。

4 その他

タブレット用のキーボードの無償保障期間が3月末で終了します。故障させないように、家庭での利用のしかたにも留意させてください。

タブレットアイパッド(iPad)をつかうときのルール

令和5年4月改訂

日光市教育委員会

タブレットは、みなさんがじょうずにべんきょうするために、
日光市教育委員会にっこうしきょういくいんかいでかしたしているものです。

日光市にっこうしの小学校しょうがっこうにかようみなさんは、ルールをまもって
たいせつにつかきましょう。

○ タブレットは、がっこうやいえにつくまでランドセルやバッグからだしません。

○ おとさないようにきをつけて、ていねいにもちほこびます。



○ おちそうなところや、ふまれそうなところにおかないようにします。

○ あついものちかくや、みずなどにぬれそうなところにおかないようにします。

○ タブレットは、よいしせいでつかい、めをちかづけすぎないようにします。

○ タブレットを、ながいじかんつかいつづけないようにします。



○ タブレットは、てをせいけつにしてつかいます。

○ がめんは、つよくおさずゆびやタッチペンでやさしくさわるようにします。

○ ゲームなど、べんきょういがいでつかわないようにします。

○ タブレットが、うごかなくなったなどおかしいなとおもったらせんせいやいえのひと
にいいます。

○ がめんが われるなど、タブレットがこわれてしまったらせんせいやいえのひとに
いいます。



☆ がっこうでつかうときはせんせいのいうことをよくききましょう。

☆ いえでつかうときはいえのひとのいうことをよくききましょう。

タブレット(iPad)を使用する時のルール

令和5年4月改訂

日光市教育委員会

学習内容をよく理解し、自分の考えを深めたり広げたりするために、タブレットを上手に使うことで学習していきます。タブレットは皆さんの学習に役立てるための便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そこで、日光市教育委員会では『タブレット(iPad)を使用する時のルール』を決めました。日光市の学校に通う皆さんは、このルールを守り、タブレットを「安心・安全」に使っていきましょう。

1. 目的

※学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習に関係のない動画を見たり、ゲームをしたりすることに使うってはいけません。



2. 学校で使用する時に注意すること

- ・登校中に、ランドセルやバッグから出さないようにします。
- ・学校でのタブレットの保管は先生の指示を聞き、決められた場所に置きます。
- ・学習活動でタブレットを使う時は、先生の指示を聞き、決められたこと以外に使いません。
- ・タブレットにデータ(文書、写真、動画など)を保存する時は、学習活動などで先生が許可したものを保存します。



- ・休み時間や放課後に使う時は、先生の指示を聞き、決められたこと以外に使いません。

3. 家庭で使用する時に注意すること

- ・下校中に、ランドセルやバッグから出さないようにします。
- ・家庭でのタブレットの保管は、家の人が見える場所に置きます。

- ・家庭に持ち帰った後、しっかりと充電しておきます。
- ・家庭でタブレットを使う時は、使う時間などを家の人とよく話し合います。
- ・タブレットにデータ(文書、写真、動画など)を保存する時は、学校で先生が指示したものだけを保存します。
- ・家庭(学校以外)では先生から指示があった方法で、家の人に確認してインターネットにつながります。
- ・家庭のパソコンなどとタブレットは、つながりません。
- ・家庭で使っているメールアドレス、アカウント、パスワードなどは、タブレットでは使えません。

4. 故障などさせないために注意すること

- ・持ったまま走ったり、使いながら移動したり、地面に置いたりしません。
- ・机などの高いところから落とさないように注意します。



- ・上に重い物を載せたり、かばんの底に入れたりしません。
- ・水のかかる場所や日光が強く当たる場所、ストーブなどの近くに置かないようにします。
- ・タブレットの画面は、指で触るようにします。スタイラスペンやタッチペンを使うこともできますが、鉛筆やボールペンで触ったり、磁石を付けたりすることはしません。

- ・タブレットの画面は、柔らかい布を使いきれいにします。アルコールは絶対に使いません。



5. 健康のために注意すること

- ・タブレットを使うときは、よい姿勢で画面に目を近づけすぎないように気をつけます。
- ・30分程度に1回は画面から目を離し、遠くの景色を見たり、わざとまばたきをしたりするなどして目を休ませ、長い時間使い続けられないようにします。
- ・寝る1時間前からはタブレットは使わないようにします。

6. 安全のために注意すること

- ・学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしません。
- ・セキュリティ対策アプリのおかげでアクセスできないはずが、怪しいウェブサイトへアクセスしてしまった場合は、すぐに電源を切り、先生や家の人に伝えます。
- ・怪しいメッセージ（いつもは表示されないメッセージ）が表示されたら、そのまま進めずに先生や家の人に伝えます。

※インターネットは正しく使えば、学習を深めたり広げたり、生活を便利にすることができますが、危険なサイトや間違った情報もたくさんあります。いろいろな情報から正しい情報を判断して使うことができるようにしましょう。



7. 個人情報の扱い方

- ・タブレットを他人に貸したり、他人のタブレットを使ったりしないようにします。
- ・アカウントやパスワードは他人には教えず、自分で覚えておきます。



- ・自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真、動画など）は、インターネット上（掲示板やホームページ、SNSやメールなど）に載せません。

- ・相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることをインターネット上（掲示板やホームページ、SNSやメールなど）に書き込みません。



- ・タブレットを使った学習内容や画像・動画などを、個人的に楽しむために、インターネット上（掲示板やホームページ、SNSやメールなど）に書き込んだり、投稿したりしません。

- ・カメラで人や建物を撮影する時は、必ず撮影する相手や場所の許可をもらいます。



8. 設定の変更

- ・画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像や色などタブレットの設定は、先生が許可したのだけを変更します。

9. 不具合や故障があった時

- ・わからないメッセージ（いつもは表示されないメッセージ）が表示されたら、そのまま進めずに先生や家の人に伝えます。



- ・故障や破損したとき、失くしてしまったときは、すぐに先生（学校）に連絡します。

10. 使用の制限

- ・『タブレット(iPad)を使用する時のルール』が守れない時は、タブレットを使うことができなくなります。

タブレット(iPad)を使用する時のルール

令和5年4月改訂

日光市教育委員会

学習内容をよく理解し、自分の考えを深めたり広げたりするために、児童生徒1人1人がタブレットを上手に活用して学習していきます。タブレットは学習に役立つための便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そこで、日光市教育委員会では『タブレット(iPad)を使用する時のルール』を定めました。児童生徒には発達段階に応じて別紙のとおり学校にて指導していきますが、お子様がタブレットを持ち帰った際には、お子様と以下の内容を共有し、タブレットを使用するときのルールに気を付けて使用してください。

1. 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。

2. 学校で使用する時に注意すること

- ・登校中に、ランドセル、かばんやバッグから出さないようにします。
- ・学校でのタブレットの保管は先生の指示に従い、決められた場所に置きます。
- ・学習活動でタブレットを使う時は、先生の指示に従い認められたこと以外に使いません。
- ・タブレットにデータ(文書、画像、動画など)を保存する時は、学習活動等で先生が許可したのもののみを保存します。
- ・休み時間や放課後に使う時は、先生の指示に従い認められたこと以外に使いません。

3. 家庭で使用する時に注意すること

- ・下校中に、かばんやバッグから出さないようにします。
- ・家庭でのタブレットの保管は、家の人が目の届く場所に置きます。
- ・家庭に持ち帰った後、十分に充電しておきます。
- ・家庭でタブレットを使う時は、使用時間などを家の人とよく話し合います。
- ・タブレットにデータ(文書、画像、動画など)を保存する時は、学校で先生が指示したもののみを保存します。
- ・家庭(学校外)でのインターネット接続は、家の人に確認し、先生から指示があった方法で行います。
- ・家庭のパソコン等端末とタブレットは、接続しません。
- ・家庭で使っているメールアドレス、アカウント、パスワードなどは、タブレットでは使いません。

4. 故障などさせないために注意すること

- ・持ったまま走ったり、操作しながら移動したり、地面に置いたりしません。
- ・机などの高いところから落とさないように注意します。
- ・上に重い物を載せたり、かばんの底に入れたりしません。
- ・水のかかる場所や日光が強く当たる場所、ストーブ等の近くに置かないようにします。
- ・タブレットの画面は、指で触れるようにします。スタイラスペンやタッチペンを使うこともできますが、鉛筆やボールペンで触ったり、磁石を付けたりすることはしません。
- ・タブレットの画面は、柔らかい布を使いきれいにします。アルコールは絶対に使いません。

5. 健康のために注意すること

- ・タブレットを使う時は、よい姿勢を保ち、画面に目を近づけすぎないように気をつけます。
- ・30分程度に1回は画面から目を離し、遠くの景色を見たり、意識的にまばたきをしたりするなどして目を休ませ、長時間使い続けないようにします。
- ・就寝する1時間前からはタブレットの使用は控えます。

6. 安全のために注意すること

- ・学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしません。
- ・セキュリティ対策アプリによりアクセス制限が設定されているにも関わらず、不審なウェブサイト
にアクセスしてしまった場合は、すぐに電源を切り、先生や家の人に伝えます。
- ・不審なメッセージ（いつもは表示されないメッセージ）が表示されたら、そのまま進めずに先生や家
の人に伝えます。

※インターネットは正しく使えば、学習を深めたり広げたり、生活を便利にすることができますが、危
険なサイトや間違った情報もたくさんあります。様々な情報から正しい情報を判断して活用できるよ
うにしましょう。

7. 個人情報の扱い方

- ・タブレットを他人に貸したり、他人のタブレットを使ったりしないようにします。
- ・アカウントやパスワードは他人には知らせず、自分で覚えておきます。
- ・自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真、動画等）は、インターネッ
ト上（掲示板やホームページ、SNSやメール等）に載せません。
- ・相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることをインターネット上（掲示板やホームページ、SNS
やメール等）に書き込みません。
- ・タブレットを活用した学習内容や画像・動画等を、個人的な使用で、インターネット上（掲示板やホ
ームページ、SNSやメール等）に書き込んだり、投稿したりしません。
- ・カメラで人や建物を撮影する時は、必ず撮影する相手や場所の許可をもらいます。

8. 設定の変更

- ・画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像や色等タブレットの設定は、先生が許可したもののみ変
更します。

9. 不具合や故障があった時

- ・わからないメッセージ（いつもは表示されないメッセージ）が表示されたら、そのまま進めずに先生
や家の人に伝えます。
- ・故障や破損したとき、紛失してしまったときは、すぐに先生(学校)に連絡します。

10. 使用の制限

- ・『タブレット(iPad)を使用する時のルール』が守れない時は、タブレットを使うことができなくな
ります。

タブレット(iPad)の使用に関する相談窓口

日光市立南原小学校 ICT教育担当 ☎ 26-1144

日光市教育委員会事務局 学校教育課 ICT教育担当

☎ 21-5181